

## 第7章 整備基本計画

### (1) 整備の目標

古代東北の政治的・軍事的中心であった多賀城跡つけたりてらあと附寺跡を、宮城県の歴史遺産の象徴として位置付け、確実な保存と継承を図り、来訪者がその歴史的価値と特性を理解できるとともに、緑豊かな自然環境を楽しむ得る空間を形成する。また、周辺のまちづくりと連携するとともに、市民と一体となった多様な活用を活発化することにより、地域が愛着と誇りを持ちうる歴史的資産を創出し、内外にその魅力を発信する。

### (2) 整備の基本方針

上記の目標を達成するために、整備の基本方針を以下のとおりとする。

- ① 多賀城跡附寺跡の本質的価値を構成する遺構を、それらと一体となった地形とともに保護し継承を図る。
- ② 多賀城跡の歴史的価値と特性を示す遺構を整備し表現することにより、来訪者が学び楽しめる空間を創出する。
- ③ 古代多賀城の歴史的景観と、多賀城廃絶以降の歴史文化遺産がもたらす景観や緑豊かな自然環境が共存し、それらに親しみ憩える場を形成する。
- ④ 市民・県民が保護継承活動へ積極的に参加し、また多賀城跡を利用した様々な文化的活動が実施できる環境を整える。
- ⑤ 住民の生活・生業に関わる景観との共存・調和を図るとともに、周辺地域のまちづくりとも連携し、地域の活性化や良質な生活環境の形成に貢献する。
- ⑥ 地域の誇りとなる歴史遺産であるのみならず、東北地方を代表する歴史的観光資源となすことをめざす。

### (3) 保存管理計画地区区分における各 地区の保存活用の基本的な考え方

これまで特別史跡多賀城跡附寺跡では、第2次保存管理計画で設定した保存管理地区区分における各地区の方針に従って、当該地区の保存活用の基本的

な考え方を定め整備活用を図ってきた。

前章に記したとおり、平成23年度に第3次保存管理計画へ改訂された際、地区区分が一部変更されたため、本計画では、新たな保存管理計画で定めた地区区分における各地区の保存活用の基本的な考え方を以下のように定め、これに基づいて整備を行うこととする。

- ① S重点遺構保存活用地区は、多賀城跡の中軸部にあたり、古代多賀城の威容を示しうる特に重要な遺構が存在する地区であることから、遺構を確実に保護した上で、地区全体を最優先して総合的に整備し、積極的に活用を図る。そのために主要な遺構を復元的に表現するとともに、集中的に案内施設、解説施設、便益施設等の整備を行う。
- ② AⅠ遺構等保存活用地区は、多賀城跡の東半部にあたり、重要な遺構が存在することが確認または想定されている地区である。したがって、S重点遺構保存活用地区に準じて多賀城跡の歴史的意義を伝える地区ならびに公園的な利用に供する地区として、広く来訪者に開放していくこととし、遺構表示、園地、広場、サービス、便益施設等の整備を図る。
- ③ AⅡ遺構等保存活用地区は、主に多賀城跡の西半部にあたり、重要な遺構が存在することが確認または想定されている地区であり、AⅠ遺構等保存活用地区の保存活用の基本的な考え方に準ずる。また、当地区内で現在も人々の生活・生業が営まれている場所については、遺構の保存を確実に行った上で、生活文化構成要素の保存活用も図る。
- ④ B緑地環境保全地区は、主に多賀城跡の丘陵斜面部にあたり、低丘陵地形を明瞭に示す地区であることから、その地形の保全を図るとともに、緑地的な利用に供する地区として、既存緑地の保全に努め、必要に応じて植林、植生復原等の整備を図る。
- ⑤ C湿地環境保全地区は、主に丘陵周辺の湿地部にあたり、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区であることから、その湿地環境の保全を図るとともに、緑地的な利用に供する地区として、既存の水田等の保全や湿性植物の植栽などの整備を図る。

## (4) 各地区の保存活用に関する 整備方針

ここでは、前項の各地区における保存活用の基本的な考え方を踏まえ、各地区を特徴ある機能と景観とをもった一定の個性的歴史的環境のまとまりとして捉え、その整備方針を定める。なお、本計画で用いる地区名は、地形や、古代多賀城当時に推定される官衙配置等の遺構の特性、周辺景観などの復元像、さらには現在の整備活用の状況、将来的な利用の基本的な考え方などを考慮して区分した地区に名称を付したものである（図 47）。具体的な整備手法等に係る方針は、各地区に共通する内容であることから、次項「(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針」に記す。

### ① S 重点遺構保存活用地区

S 重点遺構保存活用地区は、城外の南北大路から南門を経て政庁に至る多賀城跡の最も中枢な区域である。主に a. 政庁地区、b. 政庁南面地区、c. 南門地区、d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、f. 館前地区で構成される。この S 重点遺構保存活用地区の基本的な考え方としては、最優先として短期的・中期的に整備を実施するとしていることから、以下の方針により、積極的な遺構表現と集中的な諸施設設置を行うこととする。

#### a. 政庁地区

これまでに発掘調査の最新成果を反映した遺構表示等の整備が完了している。政庁地区の北端部は、他の整備地区から比較的近い位置にあり、動線の中継できる場にあたるため、今後、公開・活用、管理運営のための整備を計ることとする。

#### b. 政庁南面地区

この地区では政庁南大路や城前官衙建物群等が確認されており、これらの遺構表示を行う。

また、地区南西部の鴻の池地区と通称されている湿地域では、土木遺構の調査検討を行うとともに、多賀城成立時の地形及び水質環境のための調査を行い、景観復元をめざす。

#### c. 南門地区

この地区では南門跡や築地堀跡、南北大路跡等が確認されており、これらの遺構を復元的に展示する。

その際には、名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の風致景観の維持に努め遺構整備との調和を図る。

また、地区の南端部を多賀城跡への導入拠点と位置付け、ガイダンス機能を整備し、来訪者の利便性向上を図るとともに、多賀城の南面に形成された古代都市の存在を紹介する場とする。

#### d. 南辺東地区、e. 南辺西地区

多賀城の南辺を区画する築地堀跡等の外郭区画施設に関連する遺構等が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、これらの地区では S 重点遺構保存活用地区に隣接して C 湿地環境保全地区が設定されていることから、後述するように湿地環境を生かした整備も図ることとする。

#### f. 館前地区

この地区では城外に位置する国司館とみられる遺構群が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、J R 国府多賀城駅からの導入口と位置付け、案内施設等の整備を行う。

### ② A I 遺構等保存活用地区

A I 遺構等保存活用地区は、政庁の東側に位置する丘陵を中心とする区域である。主に g. 作貫地区、h. 東門・大畑地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区から構成される。

A I 遺構等保存活用地区には、これまで部分的に遺構表示等の整備を実施してきた地区と、整備に未着手の地区とがある。既整備地においては、遺構表示や諸施設の維持と充実を図ることとし、未整備地においては今後、計画的に遺構の表示等や案内・解説施設、便益施設等の整備を行うこととする。

#### g. 作貫地区

この地区では、丘陵頂部の平坦面で実施された発掘調査により実務官衙建物群が確認されており、既に遺構表示等の整備が実施されている。既設の諸施設は経年により劣化しているものもあるため、当初の整備目的と整備効果を検証し、必要に応じてこれらの更新等を行うこととする。

#### h. 東門・大畑地区

この地区は城内最大の実務官衙域であり、塩竈に想定される国府津からの入り口としても重要な役割を果たしていたと考えられ、導入口に位置付けるとともに、積極的に遺構を表示する地区とする。北半

部では、整然と配置された建物群の表示、築地堀跡の顕在化等による本格的な整備を実施し、外郭施設である築地堀とその内部にある官衙建物群を同時に観察できる状況をつくりだす。また、東門から西門

へと繋がる東西道路の表示を充実させ、これが城外と実務官衙及び実務官衙間を結ぶ機能を果たしていたことを示す。大畑地区南半部は、旧畑地である広大な開地の環境保全に努め、体験学習や様々なイベ

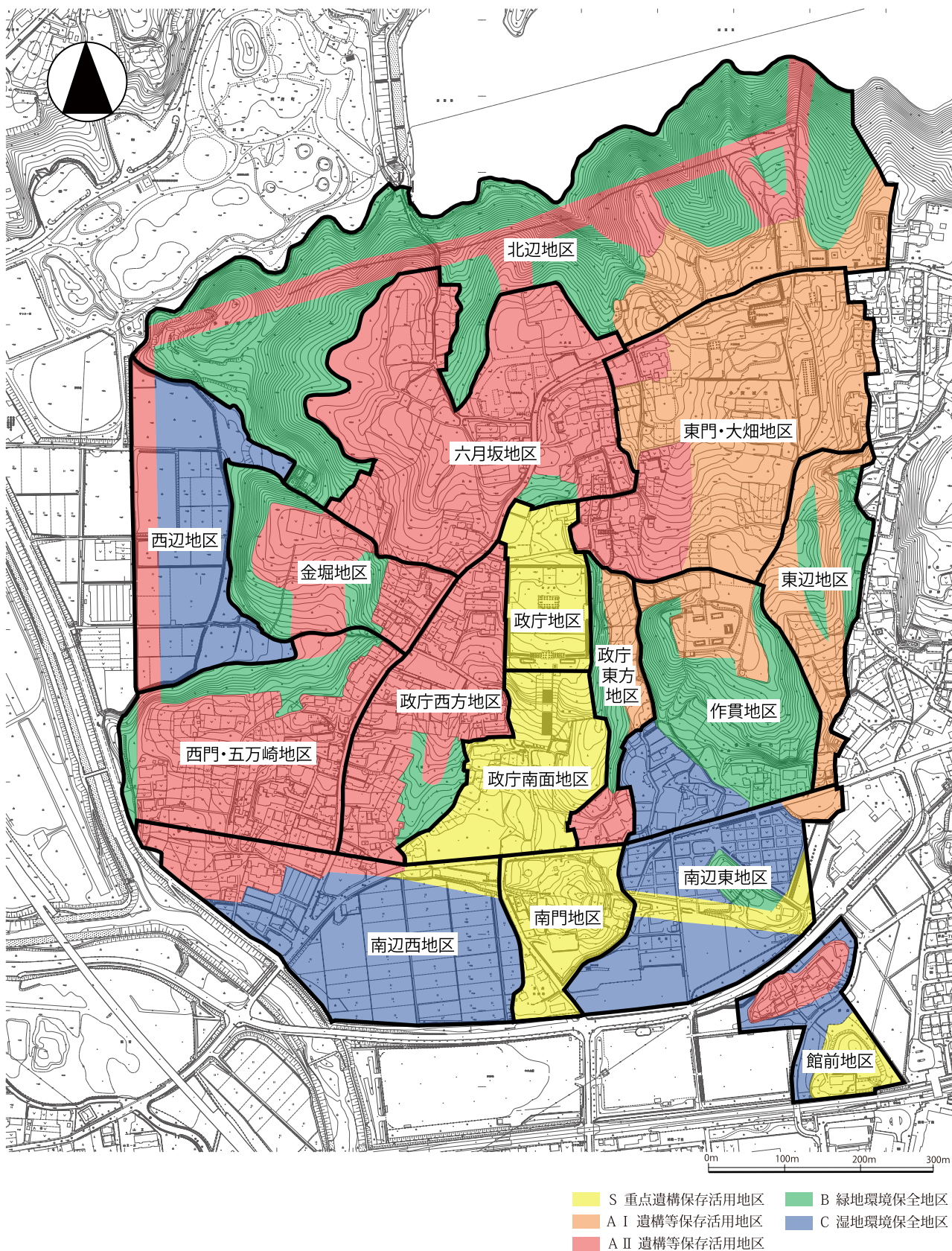


図 47 地区名称



ントを開催する場としても活用していく。

#### i. 東辺地区

この地区では多賀城の東辺を区画する築地塀跡等の外郭区画施設が確認されており、それらの構造や変遷等の解説をあわせた遺構表示を行う。また、外郭の南東隅や作貫地区と大畑地区をつなぐ動線上に位置することから、各種便益施設を配置する。

#### j. 政庁東方地区

この地区は政庁の東側の沢部にあたり、現在は畑地となっている。発掘調査も整備も未着手である。将来的には、計画的な発掘調査を実施しその成果に基づいて整備を行うこととする。

### ③ A II 遺構等保存活用地区

A II 遺構等保存活用地区は、多賀城跡の西半部に位置する丘陵を中心とする区域である。主に、

k. 六月坂地区、l. 政庁西方地区、m. 西門・五万崎地区、n. 金堀地区、o. 西辺地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区、r. 山王遺跡千刈田地区、s. 柏木遺跡地区から構成される。

このうち、k. 六月坂地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区、r. 山王遺跡千刈田地区、s. 柏木遺跡地区では既に整備事業が実施され、遺構表示や便益施設の設置等が行われている。これらの地区においては、既整備の維持と充実を図り、実務を

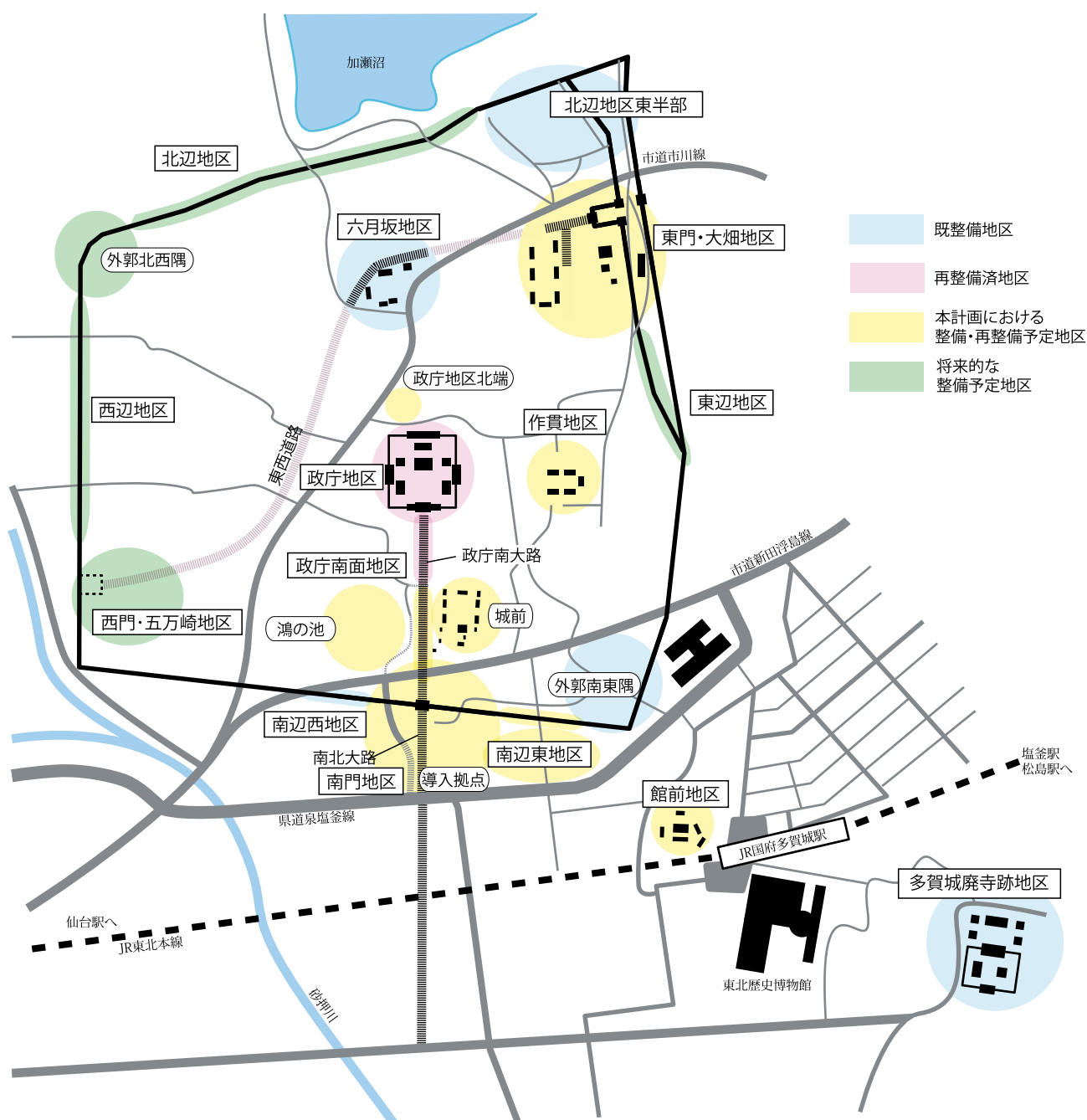


図 48 整備の全体構想

担った役所や付属寺院、官営製鉄所などが城内外に配置されていた多賀城の特性を示していく。

主に未整備地である l. 政庁西方地区、m. 西門・五万崎地区、n. 金堀地区には、旧塩竈街道沿いに市川集落のまち並みが存在する。AⅡ遺構等保存活用地区では住民生活との共存を保存管理の基本方針としていることから、今後も遺構の保存を確実に行った上で、集落景観の維持向上と整備地区との景観調和を目指す。

また、m. 西門・五万崎地区、o. 西辺地区、p. 北辺地区には、外郭線を構成する重要な遺構の存在が認められる上に、多賀城跡を西側もしくは北西側から眺望した際に最初に視野に入る位置にあるため、多賀城跡の存在を印象付け、またその広大さを表現するためにも外郭線を構成する遺構の表示等や園路の設定等の整備をめざすこととする。

#### ④ B緑地環境保全地区

B緑地環境保全地区は、城内丘陵部の斜面地にあたり、d. 南辺東地区、g. 作貫地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区、k. 六月坂地区、m. 西門・五万崎地区、l. 政庁西方地区、n. 金堀地区、p. 北辺地区、q. 多賀城廃寺跡地区等の緑辺部で、低丘陵の地形とともに景観を構成する重要な要素となっている。したがって、これらは基本的に現状を維持することとし、公有化した緑地は整備の必要性に応じて修景していく。また、里山体験学習等の活用を検討する。

#### ⑤ C湿地環境保全地区

C湿地環境保全地区は、多賀城跡の南端部および西端部に位置する d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、g. 作貫地区、o. 西辺地区の沢部分である。C湿地環境保全地区の未公有地では、地下に遺存する木質遺構、木質遺物等の保存と景観維持のために、水田等の耕作の維持に努める。公有化した土地については、雨水の導水等によって湿地環境を維持する。あわせて、古代米栽培などの体験学習等、湿地環境を活かした活用を検討していく。特に d. 南辺東地区では、南辺築地堀跡の北側に既に整備されている多賀城跡あやめ園を今後も維持運営するとともに、築地堀跡の南側では新たに湿性園地を中心とした公園的整備を行うこととする。

### (5) 遺跡の保存活用に関する整備方針

ここでは、第5章でまとめた史跡の現況と整備活用上の課題を踏まえ、特別史跡多賀城跡附寺跡の保存活用に関する個別の整備方針を定める。これらは地区区分に関わらず特別史跡全体に共通するものである。

#### ① 遺構と地形の保存に関する方針

##### a. 築地堀跡の保護

北辺や東辺北半のように地表に高まりとして表出している築地堀跡において、その上部や近接する場に高木が繁茂し樹根による損傷の恐れがある場合は、それらの樹木を間伐あるいは除伐して保護を図る。一部が削平を受けている場合や覆土が少ない場合には、必要に応じて適度な盛土による養生を行う。これらは築地堀跡の顕在化にも繋がるものである。

##### b. 礎石等の保存

多賀城廃寺跡地区、政庁地区、六月坂地区等において、発掘調査以前から露出していた建物跡の礎石や雨落溝は、保存を期して平面表示に取り込む形で露出展示してきた。これらには特段の損傷は認められないため、定期的に状況観察を行いつつ現状を継続し保存していく。

##### c. 多賀城碑の保存

露出展示を覆屋によって保護している現状を維持していく。

##### d. 湿地の保全

木質遺物・植物遺体を保存している湿地は、水田耕作の継続や、丘陵部からの雨水の導入、湿性植物の植栽等によって湿性環境の維持を図っていく。現在実施されている多賀城跡あやめ園の運営は、この目的のためにも開始されたものでもあり、今後も継続していく。

##### e. 浸食・崩落の予防

現在、丘陵斜面の多くは林地となって表土の流出が概ね防がれているが、浸食や斜面の崩落の恐れのある場所においては、適切な排水施設の設置等により遺構や地形の毀損を予防する措置をとる。

#### ② 地形造成に関する方針

政庁南面地区や南門地区のように、遺構整備地において地形が改変されている場合には、発掘調査の

成果に基づいて盛土等によって旧地形を修復する。なお、かつての住宅建設等に伴う造成によって地形が改変されている場所で、表示すべき重要な遺構が存在しない場合は、立地条件等を考慮した上で見学者の便益に供する施設等の用地とすることも検討する。

### ③ 排水処理に関する方針

整備の際に地形修復を行う場所では、古代の排水経路を考慮するとともに現況の排水経路を利用することを基本とし、効果的な排水処理を行う。

雨量が多い際に雨水が道路や住宅地に溢れ出すことがある区域、あるいは既存の排水路が素掘りで流路の下刻によって周囲の浸食を招きかねない場所等では、必要に応じて排水施設の改善を図る。

雨水の排水先は、多賀城跡においては現況通り周囲の低地とするが、南側ではC湿地環境保全地区に遊水池としての機能を持たせ、最終的には県道泉塩釜線の側溝に導水することとする。

### ④ 遺構の表現に関する方針

#### a. 遺構面の保護

整備にあたっては遺構面の保護を前提とし、復元・表示の際には盛土を行い養生する。盛土の規模は現状の地形が大きく変わらない範囲に留める。なお、既に礎石の露出展示を行っている建物跡においても、基壇面には盛土を行ってある。

#### b. 正確な表現

遺構表現は、発掘調査等の調査研究成果による客観的で正確な情報に基づいて行う。

#### c. 表現する遺構

多賀城跡の特性、すなわち行政機能、軍事機能及び広大さを象徴する重要な遺構・遺構群を中心に表現し、多賀城跡の歴史的景観を体感し理解しうる場を創出する。同種の機能・性格を持つ遺構（群）が複数認められる場合には、来訪者への視覚的効果が高い場所を優先して整備する。

#### d. 表現時期

整備対象とする時期は、地区あるいは区域を単位として、その場が果たした機能・性格を最も象徴的に示す遺構群の時期とする。また、これと異なる時期の遺構であっても、特に重要な遺構は表示を行う場合があるが、見学者に混乱を与えないようその手

法を工夫する。

#### e. 表現の方法

S重点遺構保存活用地区の重要遺構の一つである南門とこれに取り付く築地塀は復元展示とし、他は当面の間その位置と規模・構造を平面的あるいは立体的に表示していく。

南門は多賀城を取り囲み防御する外郭施設に取り付く正門であるため、これを古代の規模・構造で原位置に再現することにより、威容を表す象徴的施設として歴史的景観の中心的存在となし、見学者がそれを直接的に体感できるものとなしうる。また、城外の南・西・東方向から眺望した際に最初に目につくものとなり、史跡の存在をアピールする機能も十分に果たしうる。したがって、多賀城跡にあっては復元展示を行う遺構として最もふさわしいと考えられる。

建物跡や道路跡等の表示にあたっては、これまでの事業の中でいくつかの手法を試みてきたが、今後、遺構の特徴をわかりやすく伝えるための表現方法の研究を行うとともに、可能な限り統一性を持たせていく。また、園路との峻別、整備後の耐久性、メンテナンス効率をも考慮した方法を探る。

築地塀跡は、顕在化させることにより多賀城跡の広大さと防御性を実感しうる場所において立体的な表現を行っていく。表現方法は、復元される南門に取り付く部分では復元展示とし、これ以外の場所、特に南辺東半・東辺北半等においては、遺構の保存を前提として盛土整形あるいは樹木の列植等の手法を採用する。

#### f. 劣化した遺構展示・表示の修理、再整備

六月坂地区、東門・大畑地区のように、整備した遺構表示等が劣化しているものについては、当初の整備目的と現状を整理した上で新たな方針を検討し、修理あるいは再整備を適宜行う。

覆屋をかけて露出展示してきた作貫地区の中世の空堀は、地下水の浸透によって凍結融解等を繰り返して、樹脂によって固化した遺構の表面に劣化が生じている。今後も地下水の浸透を避けることが難しいため、再度遺構の表面処理を行った場合でも同様な状況が生じると予測される。露出展示は、空堀の立体感と地中への繋がりを伝える役割を果たしてきた

が、丘陵縁辺に残る窪みもそれをある程度は伝え得るものであることから、遺構の保護のために今後埋め戻しを行い、説明板を設置する等の対応を行うこととする。

本計画ではS重点遺構整備活用地区の整備が優先されるため、これらへの本格的な対応には時間が必要であるが、劣化の程度が激しいものについては応急的な措置も検討する。

## ⑤ 景観保全に関する方針

### a. 植栽による修景

整備地の空間的調和を図り、来訪者に快適な散策空間と緑陰を提供するために適切な植栽を行う。また、整備地と市川集落等の生活文化構成要素との景観調和あるいはプライバシーの保護のためにも植栽を利用する。

今後の整備にあたっては、全体として古代の植生の雰囲気伝えることをめざしつつ、植栽を行う場ごとに持たせるべき役割を定め、それに適した種・密度等を検討していく。これには、開花・紅葉・結実の特徴や樹高・樹形といった外観上の特徴を充分に考慮する必要がある。これらについては、緑化修景計画として今後具体的な計画を検討していくこととする。

多賀城跡の古代の植生変遷は、花粉分析と出土木材の樹種同定により、以下のように復元される。丘陵上には元来コナラ・イヌブナ・イヌシデ等の暖温帯性落葉広葉樹林が分布していたが、多賀城の創建以降に伐採が進み、木本が減少するとともに陽地性の草本植生がひろがり、またアカマツ二次林も形成された。低地にはハンノキの湿地林が形成されていたが、これも開発により減少していった。したがって、樹木の植栽にあたっては、当時の植生に近似させるよう、分析結果を踏まえて東北地方在来のものを選択し、外国産種及び当時に存在が想定できない園芸種あるいは園芸品種は特別な理由がない限り避けるものとする。また、将来樹根が遺構面に悪影響を与えないよう植栽位置と樹種に注意する。

盛土を行った整備地の地表面には、土砂の流出を防ぐとともに修景上からも日本芝等の在来地被植物を植栽することとする。

花卉類についても、整備地ほかのオープンスペー

ス、導入拠点周辺、連絡園路沿い等において適切な場を設定して植栽し、来訪者の目を楽しませるよう努める。歴史的環境の創出をめざす必要な区域における植栽種は、万葉植物等の中から東北地方の在来種を選定するものとし、園芸品種を避け、できるだけ原種に近いものを選択する。

### b. 既存緑地の維持・修景

B緑地環境保全地区等に存在する既存の林地は、この地の景観を長く形作ってきたものであるため、これらを維持・修景し利用していくことを基本とするが、史跡の中核部分を中心に、古代の植生にできるだけ近づけるよう改良・管理を行うことが望ましい。

公有化した林地においては、従来通り危険木・枯損木の除伐を行うとともに、密生部の間伐・灌木の伐採等を行い修景を図る。その際には、貴重な植物や鳥獣類の生育・生息環境の維持に配慮する。

民有林においては、所有者の協力を得て整備地との境界・園路沿いを中心に枝払い・下草刈り等を行い、散策の快適性を確保していく。

林地の多くは丘陵斜面にあり、丘陵ごとにまとまって存在する官衙を区切る役割も果たしている。しかし斜面にはスギ人工林も多い。古代の当地域の植生にスギは稀であり、現在の林地は当時の植生の雰囲気を伝えるものではない。しかし一方で、スギは主に戦後に木材生産のために周辺住民によって植林されたものであり、当時の生業を物語る生活文化構成要素と見ることもできる。また、これらには民有林も多く、一斉に伐採し他の樹種に替えることは現実的には困難である。したがって、スギ林については、整備地の周囲や園路沿いを中心に間伐・枝払い・下草刈り等の人工林としての育林・管理を行うことによって林間を明るくし、散策が快適にできるよう修景していくとともに、時間をかけながらも様々な機会を捉えてモミや落葉広葉樹を中心とした自然林的植生に変えていくことを検討する。

多賀城市指定の保存樹や古木は、長い間地域の住民によって守られてきたものであり、周辺の景観の核となっている。したがって、これらは今後とも適切に維持管理していく。

### c. 歴史文化遺産の保全と景観の向上

名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」をはじめ、神社・小祠<sup>しょうし</sup>・板碑<sup>いたび</sup>・石碑等の歴史文化遺産は、それらが形成された歴史的経緯を尊重して現地で保存することを原則とし、それぞれの景観面での向上を図る。ただし、多賀城跡の枢要な遺構の表示区域に所在する場合には、住民や関係団体と協議した上で適切な場所へ移設する。

#### d. 旧塩竈街道沿いの集落景観の維持・向上

共存・共営をめざす旧塩竈街道沿いの市川集落においては、住民の協力を得て沿道にある宅地外構や公共施設（電柱・交通標識・街路灯等）の景観向上を図る。これは「多賀城市歴史的風致向上計画」における事業として位置付けられているものである。また、集落内の畑や水田の耕作を継続してもらうことにより、農村としての景観維持をめざす。公有化した耕作地の活用も有効である。

#### e. 眺望景観の確保とビューポイントの設定

S 重点遺構保存活用地区の整備が完成すると、この区域を広く見渡すことができるビューポイントが形成される。

まず、県道泉塩釜線で南北大路の西側 100m ～ 200m ほどの範囲からは、復元された南門と築地塀を始め、南北大路から政庁を広く眺望することができることとなる。指定地外の車道や歩道を通行する人々に、多賀城跡をアピールできるきわめて重要な景観である。S 重点遺構保存活用地区の地形修復・緑化修景にあたっては、この眺望景観の確保を十分意識して実施することとする。なお、県道泉塩釜線からは南辺築地塀跡の東半部も見ることができ、これをさらに顕在化することによって多賀城跡の広大さが理解しやすくなる。JR 東北線の車窓からもほぼ同様な眺望を期待することができる。

S 重点遺構保存活用地区の中軸部を眺望するには、南門を見上げる南北大路上、あるいは南門を入ったすぐ北側、すなわち多賀城碑の西側が好適なビューポイントとなる。南北大路から見上げると、正面に南門が、その左右に築地塀が見え、多賀城の威容が印象づけられる。南門の北側には、西から築地塀跡、通称鴻の池地区の湿地、政庁南大路と政庁南端部、城前官衙建物群、多賀城碑<sup>つぼのいしぶみ</sup>（壺碑）がパノラマのように広がる。したがって、これらのビュー

ポイントから視界に入る範囲においては、特に眺望景観の確保に留意した修景に努めることとする。

政庁南門跡も南方向を眺望できるビューポイントと位置づけることができる。復元された南門を始め、政庁南大路ほかの整備された歴史的景観を眼下に見ることができるとともに、遠くには近代的建造物が存在しているとは言え仙台平野を一望でき、多賀城の立地特性を感じ取ることができるポイントとなる。

休憩施設として設置してきた四阿<sup>あずまや</sup>は、多くが周囲への眺望がきく小高い場所を選んでいる。たとえば、南門地区の四阿からは南門跡と南辺築地塀跡が、北辺地区の四阿からは大畑地区の整備状況が、南辺東地区<sup>すずめやま</sup>の雀山からは南・西・東方向の展望ができる。作貫地区南東側の展望所も南辺築地塀跡やあやめ園の展望を目的としている。しかし、これらの中には成長した樹木が眺望を阻害している所があるため、これらを間伐や整枝・剪定することによって眺望景観を確保していく。

### ⑥ 導入口と動線に関する方針

#### a. 導入口

主要な導入口は、古代多賀城への正規な入口を継承し、中心的施設の威容を実感できる南門地区の南端部に設定し、これを導入拠点と位置づける。ここは多賀城跡に近接する主要道が交差する地点でもあり、自動車でも最もアクセスしやすい場所である。また、平成 28 年春に予定されている三陸自動車道多賀城インターチェンジが供用され、さらに国道 45 号線から城南地区の住宅地へ清水沢多賀城線が繋がった場合には、遠方からの来訪者にとっても最もわかりやすい場所となろう。JR 東北本線国府多賀城駅・陸前山王駅や東北歴史博物館から徒歩で来訪する場合にも、目に付きやすく比較的短距離の位置にある。また、城南土地区画整理事業地内の南北大路跡上に整備された歩行者専用道路「市道政庁南大路線」や、中央公園に復元された南北大路という主要動線上にも位置している。このような好条件を備えた導入拠点に、ガイダンス施設ほかの公開活用施設を集約的に整備し、来訪者の便宜を図ることとする。

その他の導入口としては、東門・大畑地区、南辺東地区、館前地区、多賀城廃寺跡地区、六月坂地区



の北側があり、基本的にこれらの場所には連絡園路・誘導標識・説明板等を整備し維持していく。東門・大畑地区は塩竈方面から、南辺東地区と館前地区・多賀城廃寺跡地区は主に多賀城市内と国府多賀城駅から、六月坂地区は加瀬沼公園からのものである。将来整備が進行した場合には西門・五万崎地区にも

設定することとなる。

多賀城跡への来訪者には、東北歴史博物館や多賀城市埋蔵文化財調査センター企画展示室に最初に来館し、多賀城跡の概要や出土遺物を理解した上で史跡を訪れる人も多い。これらの来訪者に対しては、両館が展示施設としてだけでなく史跡への誘導拠点

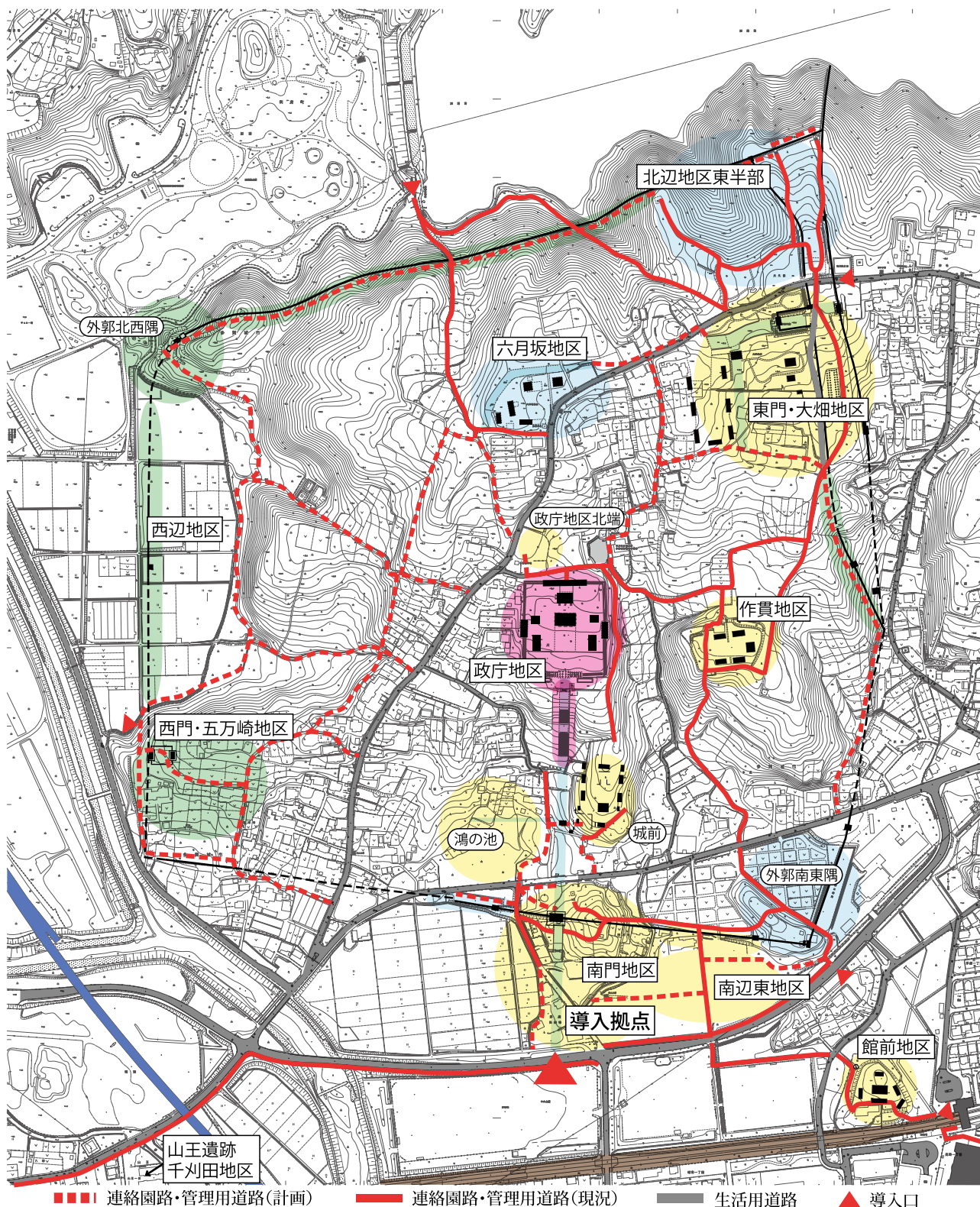


図 49 導入口と動線計画

としても機能するよう公開のための事業を展開していく。

## b. 史跡内動線

史跡内の動線計画は、これまで第2次保存管理計画（昭和63年）、南門－政庁間整備活用計画（平成7年）、第2次長期基本計画（平成11年）の策定時に、整備の進行状況と周辺の社会状況に応じて検討を加えてきた。基本方針は、一貫して園路、管理用道路、生活用道路を補完的に整備し利用することとしており、今後も基本的にこの方針を引き継いでいく。

S重点遺構保存活用地区の整備完了後には、南門地区と政庁地区を繋ぐ政庁南大路及び南北大路が中軸の動線となる。現在、これを分断している市道新田<sup>にいだ</sup>浮島線は、交通量が多く地域住民の生活道路として利用されていることから、今後、代替道路の確保が可能となり、地域住民の理解が得られ用途変更が可能となった時点で、地形修復と大路の表示によって連続性を確保することとする。

政庁地区あるいは南門地区と他の整備地を繋ぐ動線は、これまでの整備によって確保されてはいる。しかし、六月坂地区への動線のように歩行者の安全が十分確保されていない場所があるため、これらに替わる歩行専用園路を公有化計画と整合させながら可能な範囲で整備していく。整備にあたっては、住民のプライバシーや耕作作業に配慮する。

将来西門・五万崎地区、西辺地区、北辺地区、東辺地区の整備が可能となった段階では、これらと連絡する園路も設置する。

起伏の激しい広大な丘陵地に立地する上に、整備地が離れて存在する多賀城跡にあつては、徒歩による長距離移動に支障がある来訪者、あるいは短時間の滞在を希望する来訪者のために、自動車による整備区域近くへの移動が容易となるよう配慮する必要がある。

東北歴史博物館が来訪者の誘導拠点として機能するためには、史跡への動線が明確にされなければならない。東北歴史博物館では、自動車で来館した後徒歩で史跡を散策する場合、多賀城廃寺跡へは雑木林の中の専用園路が利用できる。また、多賀城跡へ向かつては国府多賀城駅・館前地区・中央公園を

経由して南門地区にいたる動線を確保する。

また、陸前山王駅に隣接する山王遺跡千刈田地区からは、市道・県道沿いの歩道を動線と位置付ける。

## ⑦ 施設整備に関する方針

### a. 保存のための施設

#### <囲い>

整備区域が車道等に接し、整備地への車の進入を防ぐとともに見学者の安全を確保する必要がある場合には、境界にフェンス・柵などを設ける。

#### <覆屋>

多賀城碑覆屋は、状況を定期的に観察しつつ維持管理していく。

作貫地区の中世の空堀を保護してきた覆屋は、空堀を埋め戻し十分な養生を行った後に、休憩施設等としての再利用を検討する。

### b. 公開活用のための施設

#### <園路>

舗装を赤色系の樹脂あるいはアスファルト舗装とする従来の統一的な仕様を基本的に継承する。ただし、今後耐久性・効率性等においてより優れた方法が認められた場合には、既存のものに外見上類似させつつこれを採用していく。

新設する場合には、地形の保護のために可能な範囲で現道やかつての農道を利用し、新たな掘削が最小限となるようルートを設定する。また、車道沿いでは安全確保のために柵を設置し、急傾斜となる場合は手すりの付設も検討する。

#### <案内板・標識・説明板>

新たに整備を行う地区・遺構等について、表現した遺構と園路との位置関係を考慮し、最も効果的な配置場所を検討した上で設置する。また、既存のものも同様な検討によって必要が生じた場合は移設を行う。仕様・デザインは種別ごとに統一に努め、設置者間で相違が生じないよう配慮する。場所ごとの説明すべき内容、「歴なび多賀城」などWeb利用との連携、復元イラストを加えたわかりやすい表現、多言語化、好印象をもたらすデザイン等に関する具体的計画は、今後の整備事業の進行に合わせ、城内全体のサイン計画として改めて検討することとする。この際には、周辺の駅や主要道路、多賀城市歴史的風致維持向上計画及び景観計画における重点区